

# 「明の起居注に就て」補正

今 西 春 秋

一

本誌前號所載、「明の起居注に就いて」と題する小編の終りに、通鑑綱目三編の記事は、全く明實錄に出てゐるものであることを附記してをいたが、實は右執筆の際、矢野先生より、明實錄を詳覈し、併せて清朝の會典を參照すべき御注意を賜はりしにも拘はらず、此等を顧みること、甚だ疎にして、兩書、就中明實錄に見ゆる重要な記事を逸脱し、爲に迂遠なる推論と汗顔すべき誤謬とを敢てしたことは、矢野先生に對してはもとより、前記拙編の披閱を賜はりし方々に深くお詫びせねばならぬ所である。

さて前號所引、綱目三編の記事（前號七頁（〇五頁））が、全く明實錄に出るものであるといふのは、神宗實錄（北平本）萬曆

三年二月丙申の條に見ゆるもの、ことである。綱目三編に見ゆる記事の如く、翰林院編修張位の史職を飭する疏ありしによつて、大學士張居正の議すること如斯し云々といふ書き出しであつて、綱目三編の記事は、大體本議の初めの方を採つたものであることが知られる。實錄右の條に、この議の採録あるによつて、萬曆起居注の復置は、實に萬曆三年二月のことであつたと、簡單明確に指示し得るのみならず、本議は全體を八ヶ條に分つて、史官の職制職分より、記録の成纂體例並びに收藏等に言及し、當に起居注のみならず、其他諸司章奏等に及んで廣く史料の記録保存に配慮すること甚だ縝密である。萬曆會典の所載記事（七〇六頁）も、全くこのうちに見はれ起居注の制度に關しては、盡く張居正の議其儘の採用さ

「明の起居注に就いて」補正

第二十卷 第一號

一九一

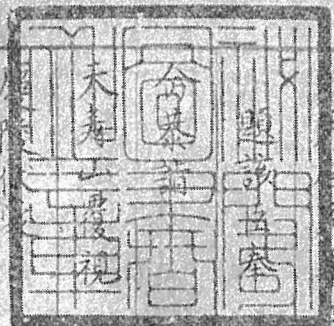
「明の起居注に就いて」補正

内閣文庫所藏明熹宗起居注（前號參照）

第二十卷 第一號

一九二

天啓元年四月一日壬申朔大學士韓爌謹



頒賜臣銀三十兩紵絲二表裏臣頓祇首領及中書

陳官明晰銀五兩照數分給訖臣不勝感戴

天恩之至謹具題謝

れたこと、明瞭なものがある。明の起居注に就いて述べんと欲する所は、殆んどこゝに盡されてゐる。然しその全部を引用することは、あまり長文に互るし、且つ大體の所は、前號に引用した所の綱目三編と萬曆會典との記事の中に窺へるので、今はその重なる個所だけを逐次引用し、以て前號拙稿の補正を試みたい。尤も綱目三編の記事にはかなり勝手な改作が行はれてゐる。實録の原文と比較すれば一見明瞭であるが、この點に於ては、今兩者の對比を行つて、前號拙稿の所論を改めねばならぬ程のものではない。

尙又、三年二月に起居注の復活ありし次第は、明史本紀にも明白な記載がある。

## 二

さて補正すべき次第は、大體次の四ヶ條である。

第一。張居止の奏議八ヶ條のうち、その第四條に「議記録體例」といふ項がある。曰く、

照得。今次紀錄、祇以備異日之考求。俟後人之刪送。

所貴詳該。不尙文詞。宜定著體式。凡有宣諭直書天語

「明の起居注に就いて」補正

聖諭詔勅等項。備錄本文。若諸司奏報。一應事體。除瑣屑無用。文義難通者。稍加刪削潤色外。其餘事有關係。不妨盡載。原文語涉文移。不必改易他字。至于事由顛末。日月先後。務使明白。無致混淆。其間事蹟。可垂勸戒者。但據事直書。美惡自見。不得別以己意及輕信傳聞。妄爲褒貶。

と。これ蓋し起居注紀錄の體例の専ら正確を旨とし、文詞に捉はれ起居注本來の使命を誤るが如きなからんの意である。乃ち前號に「起居注はその性質上、實録に於けるが如く周到な用意の下に記録されるものではない。されば詔勅なり奏疏なりの類ひを記載するにあつても、殆んど纂修といふことがない。」(七一三、七二四頁)と推論したことを裏書きするものではあるが、然し之を更に「凡て起居注には、不報とか報可とかいふ語が見當らぬ。これは奏文などのあつた場合、直ちに其場で採録せられたとすれば、まことに當然である」(七一八頁)とまで述べた意は、日々の記録草稿其の儘の堆積物が月末なり歳末なりに投置收藏せられたる組制であつたと考へて

のことであつて、これは萬曆會典に「月終。將記注編纂等藁。送內閣公同各官。投置封鎖。」など見ゆることから推測したのである。然し起居注といふものが、程々々し

とあり、先づ草本を成して、逐條査覈増改したといふは、草本より收藏さる可き正本への編纂過程のあつたことを明瞭に語るものである。康熙、雍正、乾隆の會典には、先

い記録簿であつたかどうかにか就いて

は、尙一應考へて

見る餘地があつた。

清朝の制度に考へ

て見ると、嘉慶並

びに光緒の會典に

は、

編纂記注。毎月

分作二冊。毎年

計二十四冊。先

成草本。由總辦

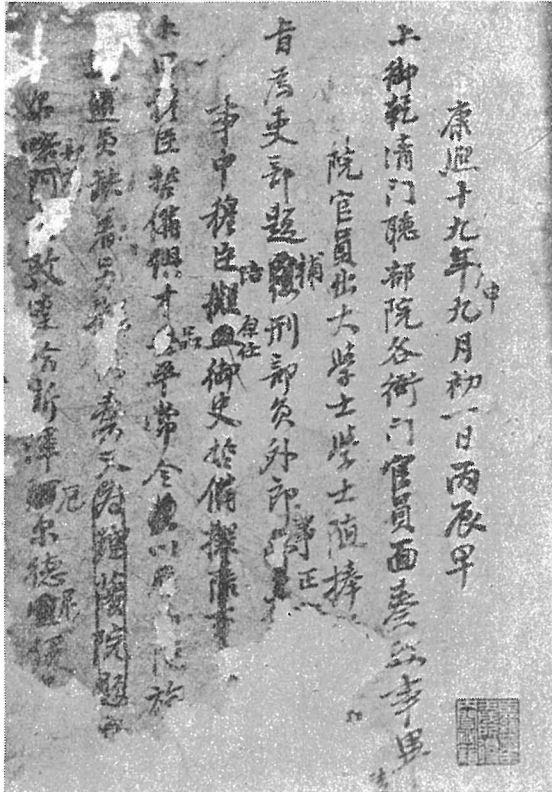
記注官。逐條査覈増改。

送掌院學士閱定。書年月及當

直官姓名。例以上年之事。至次年分月排纂。前後謹撰

序跋。冊中用翰林院印鈐縫。貯以鐵匣。局鑄封識。

での起居注藁本約二千六百冊を蔵してゐることからも、(北平故宮博物院文獻館一覽)に何等疑ふ可き餘地がない。鴛淵先生からは、右康熙稿本の寫真一葉を賜はつたがこれ



本稿注居起帝熙康藏所氏羅

づ草本を作つたといふ記載は無いけれども、同様なりしに相違ないことは、現に鴛淵先生が羅氏の書庫中に康熙年時の起居注稿本と稱するものを見出されたことから、又北平の清史館には、雍正以後宣統に至るま

のみに就て見ても、相當塗抹の跡が認められる。

明の制度も大體如斯くであつただらう、些さかにしろ削削潤色を加へるといふのは、草本に就てのことであつて、收藏すべき正本は、別に纂修淨書されたものと推測せられる。苟しくも朝廷に祕藏さる可き記録としては、かくある可きものと考へたい。然るに、同じく張居正の議第六條に收藏處所を議して、

照得。國史古稱爲金匱石室之蓋。蓋欲收藏謹嚴。流傳永久。今宜稍倣此意。月置一小匱。歲置一大匱。俱安放東閣左右房內。每月史官編完草稿、裝爲七冊。一冊爲起居。六冊爲六曹事蹟。仍于冊面。各記年月史官姓名。送內閣。驗訖。卽投入小匱。用文淵閣印封鎖。歲內終閣同各史官。開取各月草稿。收入大匱。用印封鎖。如前永不開視。

と見ゆるものがある。この一條によると明では、最初私が明會典から推測して、草稿其物を收藏したと考へたところが、一層明瞭に根據付けられる様に解せられる。起居注の本質としては、當にかくある可きで、清朝に至つて

徒らに形式化したと解せられなくもない。

現在我國に於て見らるゝ所の明の起居注は、寫眞に示すが如く、擡頭の書式も具へ、整美の感あるも、然しこの書冊が本來の起居注でないことは言ふまでもなく、この程度の修整は、筆寫の際にでも、容易に行はれること康熙時の稿本と對照しても、容易に首肯し得る所であらう。故に右起居注の整美を以て、正本の修纂を考へることは出來ない。狩野先生も起居注は正本のないのが當然であらうと語られた。

然し報可とか不報とかの文字が見えないといふことはかゝる記録作製の手續きによることなく、寧ろ記録の體例に關することゝ考ふるが穩當であらう。

尙起居注のほか、六曹事蹟を記録して毎月六冊を成したといふものこそ、豊富な根本資料を傳ふるものに相違ないが、今は全くその所傳判明しない様である。

第二。右第六條に、  
仍于冊面。各記年月史官姓名。

とあれば、明の起居注にも起居注官名を記したこと疑ひ

ない。よつて前號に「この起居注官名を記入することは、清代の新體例であつたのか、明代のものには見えないが、古例としては記入ある可き様に思はれる。」(七二頁)としたのは、かゝる明確な記事を見落したがための迂遠な推測であつた。月々に冊を成したといへば、月々に史官

姓名の記入あつたことは言ふまでもない。前に引用した所の嘉慶、光緒の會典からは、清代亦月々記入の制であつたことが知られる。影印本「嘉慶三年太上皇起居注」の一冊に見られるところは、即ちこれに他ならぬ。但し清朝に於ては、月々記入あること、雍正年以後のこと、覺しく、乾隆會典事例(卷一百五十二)に雍正元年定として、

一 記注。毎月記注清漢文各二冊。書月日及該直官姓名。と見えるものが、最初の規定であつた。而して康熙年次には、日々記入の制であつたこと、康熙會典卷百五十五に、

凡記注冊籍。書明日月及該直官姓名。毎月滿漢文各一冊。

とあるもの、即ち現に見得る所の事實に適合して外れぬ。前號に、康熙四十二年度の分には起居注官名の記入見えずとしたのは、明らかな見落しで、粗漏極まる次第であつた。たゞ四十二年度の分にあつては、起居注官名の記入ある日が少ないといふだけのことである。

尙又、嘉慶光緒の會典に毎月二冊の起居注冊を成したといふは、明記はないが前代同様滿漢二冊の謂ひである。但し清の起居注に就て詳細を論述することは、凡て本編の目的外にあるので、今は前の拙稿所述に關聯したことにだけに止める。

第三、「初一日甲午、八日戊申といふ風に日と干支とを併せて記入するは、起居注の特別な體例と見られる。」(七二頁)といふことを前號に記した。これに關しては、張居正の議の中には、何も見えない。然し第六議の中に見える。「各記年月史官姓名」といふ一項を詳しくしたと思はれる、康熙會典の「凡記注冊籍。書明日月及該直官姓名」の一項は前に引用した所であるが、こゝに書明日月とあるものは、右體例を指して言つたものではあ

るまいか。

次に一年を春夏秋冬の四季編に分つことに就ては、張居正の議の中には格別言ふ所なく、清朝の記録の中にも記す所がない。然しこのことに就ては、最近岡崎文夫氏の近作「支那史學思想の發達」(東洋思潮第四回收録)中に、「春秋といふ名の起源は、春秋の記年法として先づ年を記し、次に四季の名を記し、次に月を次に日を記するを最完全な記述法とする。たとへば元年春正月某干支と記する類である。かく一年を四季に分けて之を年の下に繋ぐにより、四季の初たる春と第三の秋とを錯舉して之を春秋と稱すると説明せらるゝ、孟子は魯の歴史を特に春秋と云ふと稱する所から見れば魯の歴史は一種特別な記載法を有してゐたのではない乎と推せらるゝ。」と教へられ、これによつて、徐一夔の「日歴以事繫日。以日繫月。以月繫時。以時繫年。猶有春秋遺意。至於起居注之說。亦專以甲子起例。蓋記事之法無論此也。」(七〇二頁)と論ぜざる意の明瞭となり。明清起居注の四季區別法は常に隋唐の遺制であるのみでない、實に春秋にまで關聯し得る

ことを興味深く感ずる。

第四 張居正の議第八條は又「議補修記注」といふ注目すべき一項で、

伏覲。聖明踐祚之始。卽召見輔臣于平臺。二年之春。召見計吏廉能卓異者。面賜獎諭。邇者以吏兵二部奏除文武職官。又親臨銓選。皆古帝之盛節。三年之間。鴻猷善政。不可縷數。茲若曠典修復。亦合將二年前事蹟追書謹錄。用傳萬世。擬令各官。除每日照前供事外。兼將二年前起居初政亦照月分曹。以次纂修。其詔勅等項。內閣查付各衙門。章奏行六科。照月類抄。

とある。前に私はこの重要な資料を看過したばかりに、「記録によれば明代起居注の復活は萬曆三年のことである。我國に遺存する部分は、萬曆二年正月からの分であることは、右に述べた如くであるが、起居注には卷數の記載なく、目錄もないので、正確には何年を以て始まる可きものや決定し難い。然し謝國楨が彼の地の本に就き元年を缺くと記せるは何等かの痕跡あつてのことであらうから、起居注冊は、起居注官の設置二年前にまで溯つ

て作られたと見ねばならない。これは起居注本来の性質からは、あり得べからざることであるが、體裁を整へることの好きな支那人であり、爾る可き資料によつて後より修補の加へられたものであらうことは容易に想像される。「(七一〇頁、七一頁)」とや、迂遠な推測をしなければならなかつた。幸ひに、この推測は誤らなかつたけれども、この明確な資料あつて、端的に事實を語り、加へて張居正が起居注補修の議をなした事をまで知るに於て資料の尊重すべき所以を痛切に思ふ。

三

最後に、起居注の研究は、その内容に就て精密に行はれぬ限り、成果の期待せられぬものであることは云ふまでもない。今日まで私の行つたことは、凡てこの最も重要な一點に於て缺けてゐる。地の利を得ぬの故を以て寛恕して頂きたい。

又明實錄の研究に就ては、京城の田川孝三學士から有益な示教を得た。然しこれは、本編の目的とした起居注のことに關聯したことでないので、他日、明實錄の研

究に於て考へさして頂きたい。

矢野先生には再び本稿の披閱示教を賜はり、鴛淵先生は、康熙帝起居注藁本の寫眞發表を許された。併せ誌して深謝し奉る。